

# 第1章

## 計画の基本的な考え方



## 計画の概要

### 1 計画の目的

男女共同参画社会とは、「男女が性別にかかわりなく、個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることにより、自らの意思によって社会の様々な分野における活動に参画し、共に責任を担う社会」です。

亀山市では、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちを実現させていくため、平成20年6月に「男女が生き生き輝く条例」を制定するとともに、平成18年から平成23年を計画期間とする「男女共同参画基本計画」に基づき、様々な啓発活動や各種審議会等への女性の参画を推進するなど幅広い分野における男女共同参画を進めてまいりました。

しかしながら、依然として「性別による固定的な役割分担意識」は根強く存在し、審議会等への女性の参画率も目標値には達していないなど、男女共同参画に対する市民意識は、依然、高いとは言えません。

今後は、「様々な場面での固定的な性別役割分担意識の解消」、「政策・方針決定過程における男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」、「DV」と言われる配偶者等からの暴力の根絶など、これまでの取り組みの更なる展開を図るとともに、「男性や子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、更には、平成23年3月に発生しました東日本大震災により浮上した「地域防災における男女共同参画」など、新たな活動分野における男女共同参画を推進していく必要があります。

また、これらの課題を解決していくためには、市民、事業者、各種活動団体、教育に携わる者、行政等が、連携を強化し、協働して男女共同参画を推進していく必要があります。

「亀山市男女共同参画基本計画2012」は、これまでの取り組み結果等を検証し、今後の課題、施策の方向性を明確化したもので、「亀山市男女が生き生き輝く条例」第11条に基づき、平成24年度から平成28年度までの5カ年に、基本理念の具現化に向け、取り組みを進めるための基本的な計画として策定したものです。

～亀山市男女共同参画を推進する条例～ 「亀山市男女が生き生き輝く条例」  
平成20年7月1日施行

#### 第3条 基本理念（要約）

##### 《男女共同参画社会実現のための7つの理念》

- ◆個性と能力を発揮できる機会を確保すること
- ◆健康で生きる力を身に付けること
- ◆性別を理由として役割を固定的に決め付けないこと
- ◆計画から評価に至るまで参画する機会を確保すること
- ◆男女が協力し合い家庭生活と社会生活の両立に努めること
- ◆子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること
- ◆国際社会における男女共同参画の取り組みに連携・協力すること

## 2 計画の位置づけ

本計画は、亀山市男女が生き生き輝く条例に基づき、かつ、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び三重県男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえて策定しています。

なお、市の第1次亀山市総合計画後期基本計画(平成24年度～平成28年度)との、整合を図っています。

### 《第1次亀山市総合計画後期基本計画》

#### 2. 市民参画・協働と地域づくりの推進

##### (4) 男女共同参画の推進

###### 【基本施策が目指す姿】

「市民一人ひとりが、性別にとらわれず、価値観を尊重し合いながら、様々な分野に責任を持って参画しています。」

###### 【施策の方向】

- ① 男女共同参画を実現する意識づくり
- ② あらゆる分野における男女共同参画の推進
- ③ 心身ともに健やかで安心して暮らせる環境づくり

## 3 目標の設定

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策の進行状況や成果を検証し、各分野における取り組みの推進力となるよう、目標を設定します。

(男女共同参画社会実現のための5つの基本目標)

- I 男女共同参画社会を実現する意識づくり
- II 働く場における男女共同参画の推進
- III 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進
- IV ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」
- V 地域における男女共同参画の推進
- VI 心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり

## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。本計画に記載した内容は、この期間内に実施し、実現することを目指すものです。

なお、国の施策の方向性や社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の期間や内容等の見直しを行います。

## II

## 計画策定の背景

## 1 世界・国の動き

## ◆世界の動き

《近年の世界における主な動き》

- ・2000年（平成12年）6月に、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。これは、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議（北京会議）において採択された「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのもので、この行動綱領は、12の重大問題領域について具体的な取り組みの指針を示し、それらの取り組みを実現するよう求めています。

「第4回世界女性会議 行動綱領の12の重大問題領域」

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女児の権利に対する持続的な差別及び侵害。

- ・2005年（平成17年）2月に、第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択されました。
- ・2006年（平成18年）6、7月に、東京において東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、男女共同参画に関して意見交換を行い、会合の合意文書として「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
- ・2007年（平成19年）12月に、ニューデリーにおいて第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。個別テーマとなった（1）意思決定過程における女性の参画・リーダーシップ、（2）女性に対する暴力、（3）家庭内労働、（4）ジェンダ

一平等、制度的メカニズムについて、取るべき行動がより具体的に示されました。

- ・2010年（平成22年）3月に、第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価について、宣言及び決議が採択されました。
- ・2010年（平成22年）7月に、女性に関する4つの機関、国連女性基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際女性調査訓練研修所（UN-INSTRAW）を統合して、新たな機関UNWomenを設置することを決める決議が、国連総会で採択されました。

### ◆国の動き

わが国では、1987年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が、1996年には「男女共同参画社会の形成に関する国内行動計画—男女共同参画2000年プラン」が策定され、計画に基づく施策が推進されてきました。

そして、1999年には、男女共同参画の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき2000年には「男女共同参画基本計画」が策定されています。

#### 《近年の日本における主な動き》

- ・2001年（平成13年）4月に、配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。
- ・2003年（平成15年）7月に、少子化対策施策の基本理念を明らかにするとともに、施策の総合的推進を目的とした「少子化社会対策基本法」と、都道府県、市町村の行動計画策定が義務づけられた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- ・2004年（平成16年）6月に、DV防止法の第1次改正が行われ、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の策定と都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定などが盛り込まれました。
- ・2004年（平成16年）12月に、DV防止法に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。

- ・2005年（平成17年）12月に、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。ここでは、12の重点分野を掲げ、それについて、平成32年（2020年）までを見通した施策の基本的方向と平成22年度（2010年度）末までに実施する具体的施策の内容が提示されました。
- ・2007年（平成19年）7月に、DV防止法の第2次改正が行われ、市町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」策定と配偶者暴力相談支援センター設置を努力義務とすることなどが盛り込まれました。
- ・2007年（平成19年）12月に、ワーク・ライフ・バランス実現のために設置されたワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、2008年（平成20年）が「仕事と生活の調和元年」と位置づけられました。
- ・2008年（平成20年）1月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が改定され、DV防止法の第2次改正の内容などが盛り込まれました。
- ・2010年（平成22年）12月に、実効性のある取り組みを目指した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### 「第3次男女共同参画基本計画」の施策の基本的な方向

- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ・男性、子どもにとっての男女共同参画（重点分野）
- ・雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ・男女の仕事と生活の調和
- ・活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- ・貧困など生活上の困難に直面する男女への支援（重点分野）
- ・高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備（重点分野）
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・生涯を通じた女性の健康支援
- ・男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ・科学技術・学術分野における男女共同参画（重点分野）
- ・メディアにおける男女共同参画の推進
- ・地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進（重点分野）
- ・国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

## 2 三重県の動き

### 《近年の三重県における主な動き》

- ・2000年（平成12年）10月には、一人ひとりの県民がその個性と能力を十分に發揮できる社会づくりに向けて、「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布され、2001年（平成13年）1月に施行されました。
- ・2002年（平成14年）を初年度とした、「三重県男女共同参画推進条例」に基づく「三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・2004年（平成16年）に策定した三重県総合計画「県民しあわせプラン」において、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを重要な施策の一つとして位置づけられました。
- ・2007年（平成19年）3月に、計画の実効性を一層高めるため「三重県男女共同参画基本計画」の改訂が行われました。
- ・2011年（平成23年）3月には、特に意識の普及を重点目標とした「第2次三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の重点事項

- ・女性に対する社会参画の支援
- ・男性や子どもに対する男女共同参画に関する理解の促進
- ・仕事と生活の調和
- ・地域活動、生活困難に直面する男女の支援
- ・性別に基づく暴力等への取り組み

### 3 亀山市の動き

- ・1992年（平成4年）に、庁内における「女性関係行政推進連絡会議」及び「ワーキンググループ」で検討を重ね、「亀山市女性のための行動計画」を策定しました。
- ・1999年（平成11年）には、「男女が認め合う社会を目指して」を基本理念に、男女が対等な構成員として能力や個性を十分に生かしながら、社会のあらゆる分野に男女が共同で参画できる「男女共同参画社会」を実現するために取り組むべき施策の方向を示す指針として、「亀山市男女共同参画プラン2000～あなたから発信～」を策定し、男女共同参画を推進してきました。
- ・2001年（平成13年）に、市民により「亀山市男女共同参画推進講座企画会議」が結成され、市と協働して「男の料理教室や講演会」など様々な事業に取り組んでまいりました。その後、同会議は、愛称を「いどばたクラブ」とし、2011年10月現在では、会員が22名（男性6名・女性16名）となり、とても熱心な活動が続いています。
- ・2005年（平成17年）1月、旧亀山市と旧関町が合併し、亀山市となりました。それまでの間、旧亀山市と旧関町は、県の事業である「男女共同参画の視点で進めるまちづくり事業」（2004年度）や、「男女共同参画の視点で進める地域づくり事業」（2005年度）に参画し、協力して男女共同参画を推進してきました。
- ・2006年（平成18年）4月から、組織機構の見直しにより企画政策部行政改革室で男女共同参画社会実現の取り組みを行いました。
- ・2006年（平成18年）10月から、「（仮称）亀山市男女共同参画推進条例」の策定に着手し、市民の参画を経て、「亀山市男女が生き生き輝く条例」を制定し、2008年（平成20年）7月1日から施行しました。
- ・2009年（平成21年）2月から、条例の制定に伴い、「亀山市男女共同参画審議会」を設置して、諮問答申により「亀山市男女共同参画基本計画」を改訂しました。
- ・2010年（平成22年）4月から、組織機構の見直しにより、市に新しく文化部共生社会推進室が設置され、男女共同参画社会実現に向けての取り組みを進めています。